



# 佐賀県公報

平成17年  
6月22日  
(水曜日)  
第 12620号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 土地改良区役員の退任
- 土地改良区役員の就退任
- 清算法人牛津東部土地改

公安局委員會事項

農地整備課

規則次目



## 公布された規則のあらまし

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第九〇号）

1 災害時に行う救助の程度、方法及び期間の一部を次のように改めることとした。（別表第一関係）

(1) 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理のために支出することができる費用の額を改めることとした。

(2) 応急住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借上げを実施することができることとした。

(3) 学用品を給与する対象に高等学校等の生徒を加えることとした。

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀婦人寮設置条例施行規則（規則第九一号）

1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第二一条関係）

2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第三条関係）

3 その他所要の事項を定めることとした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県社会福祉施設条例施行規則（規則第九二号）

1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第二一条関係）

2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第三一条関係）

3 その他所要の事項を定めることとした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。

- 5 佐賀県養護老人ホーム管理規程は、廃止することとした。  
6 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県母子福祉センター設置条例施行規則（規則第九三号）

- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第二条関係）
- 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第三条関係）
- 3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。（第四条・第五条関係）
- 4 その他所要の事項を定めることとした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立点字図書館設置条例施行規則（規則第九四号）

- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第二条関係）
- 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第三条関係）
- 3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。（第四条・第五条関係）
- 4 その他所要の事項を定めることとした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 6 佐賀県立点字図書館管理規則は、廃止することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則（規則第九五号）

- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第二条関係）
- 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第三条関係）
- 3 その他所要の事項を定めることとした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 5 佐賀県知的障害者通勤寮管理規則は、廃止することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県緑化センター条例施行規則（規則第九九号）

- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第二条関係）
- 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第三条関係）
- 3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。（第四条～第六条関係）
- 4 その他所要の事項を定めることとした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 6 佐賀県緑化センター管理規則は、廃止することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県介護実習普及センター設置条例施行規則（規則第九六号）

- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第二条関係）
- 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第三条関係）
- 3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。（第四条・第五条関係）
- 4 その他所要の事項を定めることとした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 6 佐賀県介護実習普及センターの管理に関する規則は、廃止することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例施行規則（規則第一〇〇号）

- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第二条関係）
- 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第三条関係）
- 3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。（第三条関係）
- 4 その他所要の事項を定めることとした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 6 佐賀県緑化センター管理規則は、廃止することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

- 3 指定管理者の管理の基準を定めねじめた。(第四条～第六条関係)  
 4 もの他所要の事項を定めねじめた。  
 5 ノの規則は、公布の日から施行するにじめた。

## ○ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を以て公布す。

平成十七年六月二十一日

佐賀県知事 古川康

佐賀婦人寮設置条例施行規則を以て公布す。

平成十七年六月二十一日

●佐賀県規則第九十号  
災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(平成二年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のよひに改正す。

別表第一の1の②の項のイ中「2,433,000円」を「2,385,000円」と改め、同項中カをキヒ、太をカヒ、Hの次に次のよひに加へる。  
オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

別表第一の6の項のウ中「519,000円」を「510,000円」と改め、同表の7の項のヘ中「及び中学校生徒」を「養護学校」の次に「(以下「特殊教育諸学校」という。)」を用べ、「及び中学部生徒」を「以下同じ。」の次に「中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中學部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定期制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)」を用べ、同項のウのDを次のよひに改める。

(ア) 教科書

a 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和

23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で教育委員会に届け出で、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

b 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費別表第一のヘの項のウに次のよひに加へる。

c 高等学校等生徒 1人につき4,800円以内

附 則

ノの規則は、公布の日から施行する。

●佐賀県規則第九十一号

佐賀婦人寮設置条例施行規則  
(趣旨)

第一条 ノの規則は、佐賀婦人寮設置条例(昭和三十二年佐賀県条例第111号。以下「条例」と云ふ。)の施行に関し必要な事項を定めねじめた。

(申請の方法)

第二条 条例第三条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」と云ふ。)の指定を受けよひとやうの者ば、指定管理者指定申請書に次に掲げぬ書類を添付して、これを知事に提出しなければならぬ。

一 事業計画書

二 法人にあつてば、法人登記簿の謄本  
三 指定管理者指定申請書を提出する直近一事業年度における決算に関する書類

四 その他知事が必要と認めぬ書類  
(指定の基準)

**第三条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 佐賀婦人寮（以下「寮」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 寮の施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、寮の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

（事業報告書の提出）

**第四条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 寮の管理の業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県社会福祉施設条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月二十二日

佐賀県知事 古川康

### ◎佐賀県規則第九十二号

佐賀県社会福祉施設条例施行規則  
(趣旨)

**第一条** この規則は、佐賀県社会福祉施設条例（昭和三十三年佐賀県条例第十

- 七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- (申請の方法)

**第二条** 条例第四条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する

書類

（指定の基準）

**第三条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 条例第二条の規定により設置されている社会福祉施設（以下「社会福祉施設」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 社会福祉施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、社会福祉施設の効用を最大限に發揮することとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

（事業報告書の提出）

**第四条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 社会福祉施設の管理の業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類

（附則）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

（佐賀県養護老人ホーム管理条例の廃止）

- 2 佐賀県養護老人ホーム管理条例（昭和三十四年佐賀県規則第五十一号）は、廃止する。
- (経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、社会福祉施設の管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

佐賀県母子福祉センター設置条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月二十二日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第九十三号

佐賀県母子福祉センター設置条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、佐賀県母子福祉センター設置条例（昭和四十年佐賀県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

**第二条** 条例第三条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

(指定の基準)

**第三条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 佐賀県母子福祉センター（以下「母子福祉センター」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 母子福祉センターの施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、母子福祉センターの効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿つた管理を行う能力を有していること。

(休所日)

**第四条** 条例第三条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち母子福祉センターの休所日は、次に掲げる日を除き、一週間につき二日を限度とする。

一 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日を限度とする。

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日  
休日

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に休所することができる。

(開所時間)

**第五条** 管理の基準のうち母子福祉センターの開所時間は、午前八時三十分から午後五時までを含む八時間三十分以上とする。

(事業報告書の提出)

**第六条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 母子福祉センターの管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県立点字図書館設置条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月二十二日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第九十四号

佐賀県立点字図書館設置条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、佐賀県立点字図書館設置条例（昭和四十七年佐賀県条例

第五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

**第一条** 条例第三条第二項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他知事が必要と認める書類  
(指定の基準)

**第三条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 佐賀県立点字図書館(以下「点字図書館」という。)の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 点字図書館の施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、点字図書館の効用を最大限に發揮することともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休館日)

**第四条** 条例第三条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち点字図書館の休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日(当該月曜日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日)

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第五条 管理の基準のうち点字図書館の開館時間は、毎日午前九時から午後五時までを含む八時間以上とする。

(事業報告書の提出)

**第六条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 点字図書館の管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県立点字図書館管理規則の廃止)

2 佐賀県立点字図書館管理規則(昭和四十七年佐賀県規則第二十号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、点字図書館の管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月二十二日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第九十五号

佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、佐賀県知的障害者通勤寮条例(昭和五十一年佐賀県条例第十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものと

する。

## (申請の方法)

**第一条** 条例第三条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

## 一 事業計画書

## 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

## 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

## 四 その他知事が必要と認める書類

## (指定の基準)

**第二条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 佐賀県知的障害者通勤寮（以下「通勤寮」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 通勤寮の施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、通勤寮の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。  
(特に要する費用)

**第四条** 条例第四条第二項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

## 一 食材料費

## 二 被服費

## 三 日用品費

四 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

(事業報告書の提出)

提出しなければならない。

一 通勤寮の管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県知的障害者通勤寮管理規則の廃止)

2 佐賀県知的障害者通勤寮管理規則（昭和五十一年佐賀県規則第四十号）は、廃止する。

## (経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、通勤寮の管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

佐賀県介護実習普及センター設置条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月二十二日

佐賀県知事 古川康

## ○佐賀県規則第九十六号

佐賀県介護実習普及センター設置条例施行規則

## (趣旨)

**第一条** この規則は、佐賀県介護実習普及センター設置条例（平成九年佐賀県条例第十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (申請の方法)

**第二条** 条例第三条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

**第五条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に次に掲げる書類を知事に

一 事業計画書

- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本
- 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類  
(指定の基準)
- 第三条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。
- 一 佐賀県介護実習普及センター（以下「センター」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 センターの施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。
- （休所日）
- 第四条** 条例第三条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち、センターの休所日は、次のとおりとする。
- 一 月曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に開所し、又は休所することができる。
- （開所時間）
- 第五条** 管理の基準のうち、センターの開所時間は、一日につき午前九時から午後五時までを含む八時間以上とする。
- （入所の制限）
- 第六条** 指定管理者は、センターの秩序を乱すおそれがあると認める者その他センターの管理上支障があると認める者に対し、入所を禁じ、又は退所させ

ることができる。  
(事業報告書の提出)

**第七条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 センターの管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

##### （佐賀県介護実習普及センターの管理に関する規則の廃止）

2 佐賀県介護実習普及センターの管理に関する規則（平成九年佐賀県規則第五号）は、廃止する。

##### （経過措置）

3 この規則の規定にかかわらず、センターの管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

佐賀県産業振興センター設置条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月二十二日

佐賀県知事 古川 康

#### ○佐賀県規則第九十七号

佐賀県産業振興センター設置条例施行規則

##### （趣旨）

**第一条** この規則は、佐賀県産業振興センター設置条例（昭和五十一年佐賀県条例第十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （支所）

**第二条** 佐賀県産業振興センター（以下「振興センター」という。）に支所と

して、佐賀駅物産観光展示館を置く。  
(申請の方法)

**第三条** 条例第四条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他知事が必要と認める書類  
(指定の基準)

**第四条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 振興センターの設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 振興センターの施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、振興センターの効用を最大限に發揮することとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休所日)

**第五条** 条例第四条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち振興センターの休所日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、一週間につき一日を限度とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に休所所することができる。

(開所時間)

**第六条** 管理の基準のうち振興センターの開所時間は、一日につき八時間以上とする。

(事業報告書の提出)

**第七条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 振興センターの管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(佐賀県産業振興センター管理規則の廃止)

2 佐賀県産業振興センター管理規則（昭和五十一年佐賀県規則第三十五号）は、廃止する。

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十二日

佐賀県知事 古川康

○佐賀県規則第九十八号

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立都市公園条例施行規則（昭和三十六年佐賀県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の三条を加える。

(申請の方法)

**第二十条** 条例第十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類添付して、これを知事に提出しなければならない。

1 事業計画書

2 法人にあつては、法人登記簿の謄本

3 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他知事が必要と認める書類  
(指定の基準)

**第二十一条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 吉野ヶ里歴史公園の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 吉野ヶ里歴史公園の施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、吉野ヶ里歴史公園の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。
- 五 国営吉野ヶ里歴史公園と一体的な公園管理を行う能力を有していること。

(事業報告書の提出)

**第二十二条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 吉野ヶ里歴史公園の管理の業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県緑化センター条例施行規則をここに公布する。  
平成十七年六月二十二日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第九十九号

佐賀県緑化センター条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、佐賀県緑化センター条例（昭和五十一年佐賀県条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

第二条 条例第五条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

**第三条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 佐賀県緑化センター（以下「緑化センター」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 緑化センターの施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、緑化センターの効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休所日)

**第四条** 条例第五条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち緑化センターの休所日は、次に掲げる日を除き、一週間につき二日を限度とする。

一 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に休所することができる。

(開所時間)

**第五条** 管理基準のうち緑化センターの開所時間は、一日につき八時間以上とする。

する。

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に開所時間を変更することができる。

(利用の制限)

**第六条** 管理の基準のうち指定管理者が緑化センターの施設の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 緑化センターの設置の目的に反する利用をするおそれがある場合
- 二 緑化センター内の秩序を乱すおそれがある場合
- 三 緑化センターの施設又は設備をき損するおそれがある場合
- 四 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が緑化センターの施設の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 利用許可申請の内容に偽りがあつた場合
- 二 利用の許可を受けた者が、利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
- 三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第四号の規定により緑化センターの施設の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(使用料の減免申請)

**第七条** 条例第四条第二項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付請求)

**第八条** 条例第四条第三項ただし書の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第二号)に使用料を納入したことと証する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

**第九条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 緑化センターの管理の業務に関する報告書

二 決算に関する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県緑化センター管理規則の廃止)

2 佐賀県緑化センター管理規則(昭和五十一年佐賀県規則第七十三号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、緑化センターの管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

様式第1号(第7条関係)

使用料減免申請書

年　　月　　日

佐賀県知事様

住所  
申請人  
氏名

佐賀県緑化センター条例第4条第2項の規定により、下記により使用料の減額(免除)をしてください。

記

使用者又は使用団  
体名及び責任者名　　使用人員又は  
入場予定者数

使用施設の種類

使用目的

使用日時　　年　　月　　日　　時　　分から　　時　　分まで

減額(免除)の申請理由

※使用料　　減免前の金額A　　円　　減免する金額B　　円  
　　　　　　徴収する金額A-B　　円

※上記のとおり減額(免除)します。

年　　月　　日

佐賀県知事

印

注 1 薄、厚の複写とする。

2 減額、免除については、該当事項に○をつけてください。

3 ※の箇所は、記入しないでください。

様式第2号(第8条関係)

使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県知事様

住所  
申請人  
氏名

年 月 日に納入した下記事項の使用料を還付してください。

記

使用施設の種類

使用予定年月日

還付を受けようとする金額

還付を受けようとする理由

備考

佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月二十二日

佐賀県知事 古川康

### ●佐賀県規則第百号

佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例施行規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例(昭和五十八年佐賀県条例第九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (申請の方法)

第二条 条例第三条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)

の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類添付して、これを知事に提出しなければならない。

#### 一 事業計画書

#### 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

#### 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

#### 四 その他知事が必要と認める書類

#### (指定の基準)

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 佐賀県立二十一世紀県民の森(以下「県民の森」という。)の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 県民の森の施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、県民の森の効用を最大限に發揮することともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿つた管理を行う能力を有していること。

#### (利用期間及び利用時間)

第四条 条例第三条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち県民の森の利用期間及び利用時間は、次の表に掲げる期間及び時間以上とする。

施設又は設備	利用期間	利用時間
森林学習展示館及びサイクルステーション	三月一日から十二月二十日まで。ただし、次に掲げる日を除く。	午前九時から午後四時まで
二 国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第十七号)に規定する休日に代わる日として休所する日	一週間につき一日を限度として定める休所日	
木工芸センター	三月一日から十二月二十九日まで	午前九時から午後四時まで
キャンプ場	五月一日から十月三十一日まで	

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

#### (利用の制限)

第五条 管理の基準のうち指定管理者が県民の森の施設の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 県民の森の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合

二 県民の森内の秩序を乱すおそれがある場合

三 県民の森の施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が県民の森の施設の利用の許可を取り消し、

又は利用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 利用許可申請の内容に偽りがあつた場合

二 利用の許可を受けた者が、利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第四号の規定により県民の森の施設の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(入場の制限)

**第六条** 管理の基準のうち指定管理者が県民の森への入場を禁じ、又は退場させることができるとする者は、次に掲げる者とする。

一 めいてい、危険物の持込み等により、他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認められる者

二 県民の森の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる者

三 その他指定管理者が県民の森の管理上適当でないと認める者

(事業報告書の提出)

**第七条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 県民の森の管理の業務に関する報告書

二 決算に関する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

● 佐賀県告示第三百六十五号  
佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。  
平成十七年六月二十二日

佐賀県知事 古川康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-65	COMIC 快楽天 7月号	株ワニマガジン社	13877-7	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-66	VITAMAN 月刊 ビタマン 7月号	株竹書房	07653-7	
"	17-67	chuッ スペシャル 7月号	株ワニマガジン社	16151-7	
"	17-68	Kissui きっつい VOL.20 7月号	英知出版(株)	02801-7	
"	17-69	Muku ! ムク ! vol.02	ワイレア出版(株)	03300-7 (L)-05.7/22	
"	17-70	危険な愛体験 Special 7月号	新英社	02893-7	
"	17-71	バトルロワイアル 14	秋田書店	56017-46	
"	17-72	バトルロワイアル 15	秋田書店	56017-51	
"	17-73	血と抗争！菱の男たち	株竹書房	57608-82	
"	17-74	裏モノ JAPAN 7月号	鉄人社	01805-7	
"	17-75	DOPE [ドープ] ザ・ベスト MAGAZINE オリジナル 7月号増刊	KKベストセラーズ	04040-7 (L)2005.7/31	
"	17-76	BURST HIGH [バースト・ハイ] vol.10 2月号増刊	株コアマガジン	17484-02 (L)-2005/3/24	
"	17-77	BURST [バースト] vol.3 12月号	株コアマガジン	17483-12	
"	17-78	DVD BURST [バースト] vol.4 2月号	株コアマガジン	17483-02	

## ●佐賀県告示第三百六十六号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年六月二十二日

佐賀県知事 古川康

一 指定年月日 平成十七年四月十一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人アドバンス  
所在地 鳥栖市古野町二百二十四番地

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

(一) 名 称 あすなろホーム

所在地 鳥栖市古野町二百三十一番地

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一三九一四六

(二) 名 称 大木寮

所在地 鳥栖市鎗田町四百四十一番地七

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一四〇一四四

## ●佐賀県告示第三百六十七号

佐賀県立都市公園条例（昭和三十六年佐賀県条例第三十二号）第十条第五号に規定する知事が別に定める日を次のとおり定めた。

平成十七年六月二十一日

佐賀県知事 古川康

年 月 日	免除する使用料等
平成一七年七月一八日	入園料及び駐車場の使用料

## ●佐賀県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

この区域を表示した図面は、平成十七年六月二十二日から平成十七年七月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年六月二十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区城	後の別		延長 メートル
			変更前 メートル	変更後 メートル	
県道 佐賀環状自転車道線	佐賀市嘉瀬町大字十五字三本谷 籠六二一番一地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字六反割 籠一三四四番一地先まで	後	一二・八 三・八	一二・八 一・一	一一一・五
	佐賀市嘉瀬町大字十五字三本谷 籠六二一番一地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字六反割 籠一三四四番一地先まで	前	一一〇・五 五・三	一一〇・五 一・一	一一一・五

## ○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定期変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年8月10日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年6月22日

佐賀県知事 古川康

1 申請のあった年月日  
平成17年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 宅老ちよだひまわりの会

(2) 代表者の氏名 古川 雅子

(3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県神埼郡千代田町大字直鳥1500番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者やその家族などが住み慣れた地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、老人所を中心、高齢者の認知症・寝たきりを予防する事業等を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年8月10日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年6月22日

佐賀県知事 古川 康

この法人は、高齢者社会を迎えるに高齢化が進む現在、高齢者自らが積極的に健康を維持し、老いを愉しみながら地域社会に貢献できる事業を行つて、地域の発展・活性化に貢献することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行つたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月22日

佐賀県知事 古川 康

処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業第12条の規定による届出のあった年月日
平成17年4月28日	株式会社コーケン富士 唐津市厳木町瀬戸木場272番地	百武 義宗 佐賀県知事許可 (般-14) 第9006号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成17年4月13日
平成17年5月6日	株式会社コーケン富士 佐賀郡富士町大字内野313番地4	百武キヌコ 佐賀県知事許可 (般-15) 第9223号	土木一式工事業及び建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成17年4月12日
平成17年5月11日	祐徳建設興業株式会社 佐賀市鍋島町大字八戸3184番地	古賀 尚夫 佐賀県知事許可 (特-16) 第10235号	建築一式工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可	平成17年4月25日
平成17年5月13日	岡本建設株式会社 小城市芦刈町山王崎110番地	岡本 秀実 佐賀県知事許可 (般-13) 第4121号	造園工事業に関する一般建設業の許可	平成17年4月21日
平成17年5月19日	株式会社船越建設 唐津市神田2029番地	船越 隆晴 佐賀県知事許可 (特-16) 第2167号	土木一式工事業に関する特定建設業の許可	平成17年5月11日

平成17年6月22日(水)

平成17年5月20日	前田建設工業株式会社 社 母437番地	前田 大和 佐賀県知事許可 般(般-14) 第676号	造園工事業に関する 一般建設業の許可	平成17年5月9日
平成17年5月20日	株式会社今泉組 佐賀郡富士町下熊川 642番地	今泉 敏夫 佐賀県知事許可 (般-12) 第3346号	管工事業に関する 般建設業の許可	平成17年5月2日
平成17年5月20日	有限会社サガペイン ト 佐賀市大財六丁目5 番6号	北脇 俊克 佐賀県知事許可 (般-12) 第9515号	塗装工事業に関する 一般建設業の許可	平成17年5月12日
平成17年5月30日	増田建設株式会社 藤津郡大良町大字多 良1815番地	増田正一郎 佐賀県知事許可 (特-14) 第5649号	管工事業及び造園工 事業に関する特定建 設業の許可	平成17年5月10日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、塙田東部  
土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成17年6月22日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	退任年月日
理 事	樋島 利幸	藤津郡塙田町大字真崎543番地	平成17年5月31日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、兵庫北部  
土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。  
就任した旨届出があった。

平成17年6月22日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就任年月日
清算人	牧口 新太	小城市牛津町上砥川136番地	平成17年5月17日
"	古川 泰熙	" " 柿搾瀬685番地	"

"	田中久次郎	"	"	221番地	"	"
"	原田 徳平	"	"	217番地2	"	"
"	古賀 満良	"	"	183番地	"	"
"	古川 敏嘉	"	"	乙柳725番地4	"	"
"	芦原 和敏	"	"	975番地	"	"
"	中島 清	"	"	勝1326番地10	"	"
"	原口太一郎	"	"	牛津3番地2	"	"
"	古川 進	"	"	柿垂瀬560番地	"	"
"	古賀 文二	"	"	牛津88番地27	"	"

「第24条第1項	県が出資金、基本金その他これに準ずるものに出資している法人等であつて実施機関が定める法人を定める公安委員会告示	」
	「第33条」を	「第27条」に改める。

## ○ 公安委員会事務

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成十七年六月二十一日

佐賀県公安委員会  
委員長 藤 寛

### ●佐賀県公安委員会規則第七号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成十五年佐賀県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の道路交通法（昭和三十五年法律第二百五十九）に規定する事務の項の次に次のものに加える。

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）に規定する事務	第3条の規定による改正後の道路交通法第51条の10	法人の登録の取消し
	第3条の規定による改正後の道路交通法第51条の13第2項	駐車監視員資格者証の返納命令

申購  
込先  
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年六月二十二日印  
行者 佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷